

日本語教育施設要覧

2002

団法人 日本語教育振興協会

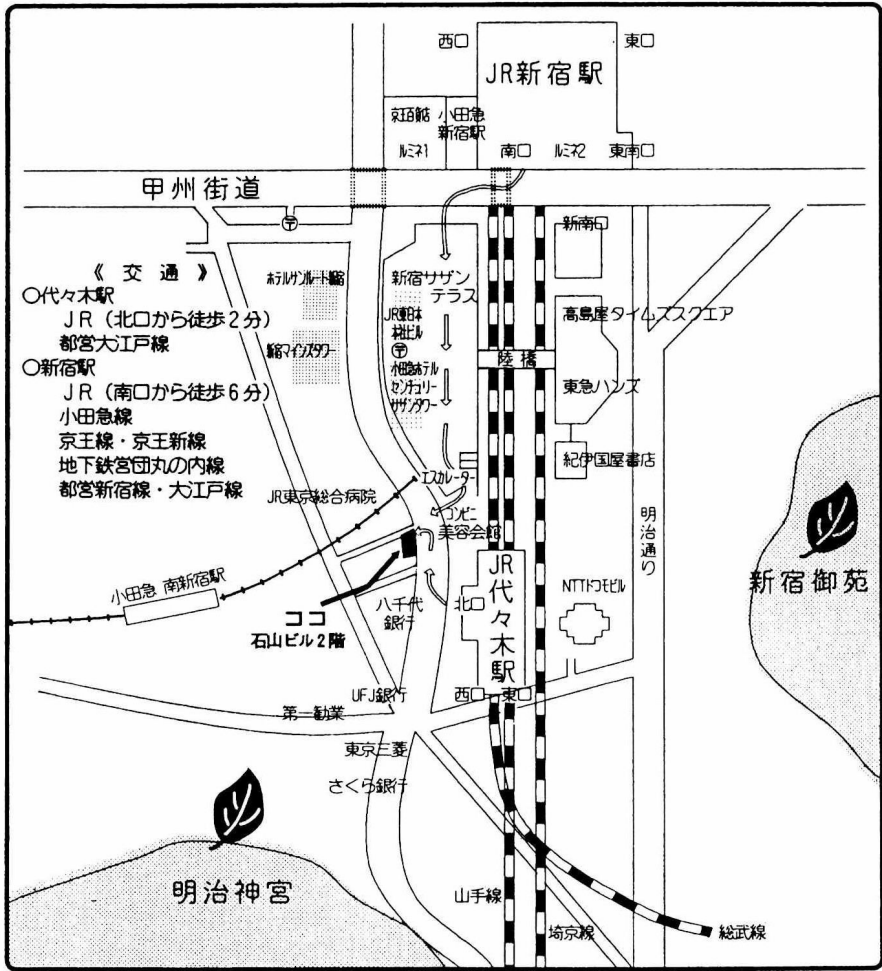
2002

日本語教育施設要覧

日本語教育施設
要覧

財団法人 日本語教育振興協会

(財) 日本語教育振興協会 事務所案内図



最寄駅：JR代々木駅から徒歩2分・JR新宿駅から徒歩6分

2002日本語教育施設要覧 (2001年度版)

発行者：財団法人日本語教育振興協会

151-0053

東京都渋谷区代々木1丁目58番1号 石山ビル2階

TEL : 03-5304-7815

FAX : 03-5304-7813

ホームページアドレス：<http://www.nisshinkyō.com/>

※当協会に電話をされる時は、いま一度番号をよくご確認願います。

は じ め に



「2002日本語教育施設要覧」が発刊の運びとなりました。

当協会は、日本語教育関係者の自主的な努力により、日本語を学ぼうとする外国人が安心して日本語を学習できる環境を整備するため、当時、急速に増加しつつあった種々の形態の日本語教育施設の質の向上・充実を図ることを目的として、1989年5月に設立され、その後文部省、法務省及び外務省から財団法人としてその設立が認可されました。

当協会は、日本語教育を行うものとしてふさわしい施設の審査・認定事業をはじめとして、認定施設の概要を掲載した要覧の作成・配布、就学生の円滑な受入れを促進するための海外の主要な日本語教育機関との協議及び留学進学相談会の実施、インターネットによる就学情報の提供、日本語教育教材の研究・開発等の研究協力校の指定、教員研究協議会、日本語教育セミナー等の開催及び就学生等に対する入国在留に関する指導助言・生活指導の充実等、日本語教育施設の質的向上に資するさまざまな事業を推進しています。

この要覧は、文部省が日本語教育に関する学識経験者に委嘱して組織した調査研究協力者会議から報告された「日本語教育施設の運営に関する基準」に基づき、当協会が日本語教育を行うにふさわしい施設として、2001年10月末までに認定した施設のうち、当協会の維持会員となっている299施設の情報を掲載しています。

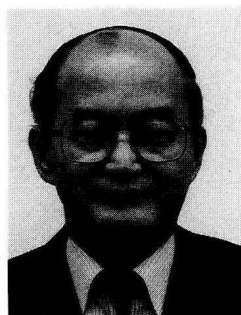
この要覧には、また、日本語教育施設に入学を希望する者の便宜を図るため、日本の教育制度や大学入学試験、日本語教育施設への出願、日本への入国の際注意すべき事項等を盛り込んでおりますので、参考にしてください。

この要覧が、日本において日本語を学習することを希望されている多くの外国人の方々の良き道標となれば幸いです。

2002年3月

財団法人日本語教育振興協会
会 長 中 川 秀 恭

ご あ い さ つ



「未来からの大使」とも言われる留学生を通じた国際交流は、我が国と諸外国との間の相互理解と友好の増進を図るとともに、開発途上国の発展基盤となる人材の育成に寄与する等、我が国の知的国際貢献の主要な柱として位置づけられています。

文部科学省では、このような留学生交流の重要性に鑑み、「留学生受入れ10万人計画」に基づき、渡日前から帰国後までを通じた体系的な留学生受入れのための施策を総合的に推進しています。

日本語教育機関に在籍して日本語を学ぶ就学生については大学等への進学を目的としている者が多く、留学生政策の一環としてその支援を図っていく必要があることから、平成12年度より日本語教育機関に在籍する就学生への学習奨励費（奨学金）の給付を開始し、以後、その拡充に努めているところです。また、フィリピンやマレーシア等の中等教育課程の修了までに12年を要しない国から日本の高等教育機関への進学を目指している者については、文部科学大臣が指定する「準備教育課程」を修了し、かつ、18歳に達した者に、大学入学資格が与えられることとされており、現在までに15の日本語教育機関が指定されています。

これらの施策の展開は、近年の日本語教育施設の質的向上があつてはじめて可能になったものであり、各日本語教育機関や（財）日本語教育振興協会の御尽力に対して、感謝と敬意を表する次第です。

特に、（財）日本語教育振興協会が実施する日本語教育機関の審査・認定事業をはじめとする諸事業は、日本語教育機関の質的向上を図る上で中核的な役割を果たしてきています。

このたび、同協会から刊行された「日本語教育施設要覧」には、同協会が認定した維持会員機関の概要が掲載されています。この要覧は、これから我が国で日本語の学習を希望する方々にとって極めて重要な情報源となるものであり、有効に活用されることを期待しております。

2002年3月

文部科学省高等教育局長
工 藤 智 規

ご あ い さ つ



近年、世界における経済・社会等の様々な分野でグローバル化が進むのに伴い、我が国と諸外国との人的交流は、ますます活発化し、我が国に入国・在留する外国人も増加し、平成12年末には、外国人登録者数が過去最高の168万人を超えています。

法務省においては、日本語の勉学を目的とする海外からの学生の受入れを促進することは、相手国の人材育成に寄与し、相互理解と友好を深めるものであり、我が国が国際社会において果たすべき重要な役割の一つであると考えています。このような観点から、出入国管理行政を通じて日本語就学生の受入れが適正かつ円滑に行われるよう努めているところです。

日本語就学生は、外国人が我が国の大学等の高等教育機関に進学して高度な知識又は技術を習得するための準備として、あるいは日本文化・社会を理解し、将来日本語を必要とする職務に就くためなどの目的を持って来日しますが、それらの目的が十分に達成されるためには、その受入れ機関である日本語教育施設が適正に運営され、就学のための環境が整っていることが何よりも重要であります。

本要覧には、財団法人日本語教育振興協会が公正な審査を行って認定した日本語教育施設が紹介されています。このような形で日本語教育施設についての情報が広く提供されることは、これから我が国で日本語を学ぼうとする外国人の方々のため、さらには国内外の関係者、関係機関にとって有意義なことです。多くの方々が本要覧を活用して日本語教育施設を検討され、日本語を学習し、そして学習した日本語を活かして様々な目標を現実されることを願っています。

2002年3月

法務省入国管理局長

中 尾 巧

ご あ い さ つ



外務省としましては、諸外国の方々が日本語の学習を通じ、日本の歴史、文化、政治、社会、経済などに対する正しい理解を深められることは、日本とこれら諸外国との友好・親善関係の促進に繋がって行くものであると考えており、海外における日本語教育・日本語普及を文化交流の主要な柱の一つとして、国際交流基金などを通じて様々な支援事業を展開して来ております。

1998年に国際交流基金が実施した調査によりますと海外における日本語学習者数は210万人に上り、1993年の前回調査に比べ30%の増加となっています。現在では、更に多くの方が外国で日本語を学習されているものと思いますが、これに伴い来日する就学生、留学生の数も年々大幅な増加を示しており、文化交流に携わる者として大変嬉しく思っております。

日本語学習者は、国内・海外を問わず日本と諸外国との貴重な架け橋となる人材であり、政府としても出来る限りの支援を行ってきております。日本国内において重要な課題の一つは外国人学生のために日本語教育を実施する教育施設の充実であり、この目的に資するために設立された財団法人日本語教育振興協会が、これまで10余年にわたり果たしてきた役割は極めて大きく、今後ともその責務は益々重要になるものと思われれます。

私ども外務省としましても、貴協会が外国の方々に対する日本語教育の振興に今後とも大きな貢献をなされることを祈念するとともに、積極的な支援・協力を行って参りたいと考えております。

最後になりましたが、この「日本語教育施設要覧」が日本語を学習される方々を始め日頃日本語教育に従事されている関係者の方々に広く活用され、日本語教育がますます発展することを希望し、私の御挨拶とさせていただきます。

2002年3月

外務省文化交流部長

横 田 淳

本要覧を利用される皆さんへ

日本への入国の際の審査は各個人ごとに行われるものであり，この要覧に掲載されている日本語教育施設における学習を理由として来日を希望する者のすべてについて，日本への入国が保証されるものではありませんので，念のためご承知おきます。

目 次

はじめに	(財)日本語教育振興協会会長	中 川 秀 恭	(3)
ごあいさつ	文部科学省高等教育局長	工 藤 智 規	(5)
	法務省入国管理局長	中 尾 巧	(7)
	外務省文化交流部長	横 田 淳	(9)

I. 導入編

(1)	日本語教育振興協会について	3
(2)	本書の利用にあたって	5
(3)	日本語教育施設の運営に関する基準について	8

II. 参考資料編

(1)	日本の教育制度の概要	17
(2)	大学入学資格及び大学入学試験	22
(3)	日本語教育施設の入学手続と日本への入国・在留手続	26
(4)	日本での生活	31
	関係機関一覧	35

III. 施設概要編

協会維持会員施設紹介（地域別）

○	北海道・東北地区	42
○	関東・甲信越地区	52
○	東京地区	106
○	東海・北陸地区	242
○	近畿地区	264
○	中国・四国・九州・沖縄地区	310

IV. 索 引	350
---------	----------

編 入 導 入

(1) 日本語教育振興協会について

日本語教育振興協会は、1989年5月に日本語教育施設関係者の有志や日本語教育の専門家の方々の御尽力により設立されました。

当時の日本語教育界は、「留学生受入れ10万人計画」や入国手続の簡素化を契機に就学生が急増し、それに伴って日本語教育施設もどんどん増加している状況にありました。これらの教育施設の中には、明確な教育目標を持ち、質の高い教育が行われている施設もありましたが、教育条件や施設が著しく劣悪であるとか、その運営に問題があるなどにより、学生に迷惑をかけるような施設も出てくるようになり、社会問題ともなっていました。このような問題ある施設を排除し、日本語教育施設の質の向上を図り、真に日本語を学習しようとする方々が安心して質の高い日本語教育が受けられるようにするため、1988年12月、文部省の調査研究協力者会議が法務省や外務省の協力を得て、専修学校教育及び各種学校教育の基準に準じた内容を持つ「日本語教育施設の運営に関する基準」を取りまとめました。

当協会は、この「基準」に適合する日本語教育施設の認定を行い、併せて教職員の研修や調査研究を行うことにより日本語教育施設の質的向上を図ることを目的とする団体として設立されたもので、1990年2月に文部大臣及び法務大臣から財団法人として許可され、その後外務大臣からも許可を受けています。

当協会が行う日本語教育施設の審査事業は、1990年3月に文部大臣から認定（その後2001年3月に法務大臣に移管）されたもので、その審査基準は前述の「日本語教育施設の運営に関する基準」を用いています。審査に当たっては、日本語教育の専門家、関係省庁の担当者、その他学識経験者の方々により構成された審査委員会を組織し、厳正な審査を行い、教育条件が良好であり日本語教育を行うことが適当なものとして認定した施設は、2001年10月末現在で312施設あります。また、この審査・認定は3年ごとに更新することとしており、日本語教育施設の質的水準の維持向上を図っています。

なお、日本において専ら日本語の教育を行う施設は、当協会の認定を受けていることが就学生、留学生を受け入れる前提となっています。

前述の「基準」は、1993年7月に日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議の意見に即して改訂されました。具体的には、施設運営の適切性、継続性及び社会的信用性を確保する必要があることから、新たに日本語教育施設を設置しようとする者に対し、より厳密な経済的基礎を備えることが義務付けられたほか、教育課程の編成の中心となる「主任教員」の配置が明記されました。

当協会では、日本語教育施設の審査・認定事業をはじめとして、認定施設の概要を掲載し

た本要覧の作成・配布，就学生の円滑な受入れを促進するための海外の主要な日本語教育機関との協議及び留学進学相談会の実施，インターネットによる就学情報の提供，日本語教育教材の研究・開発等の研究協力校の指定，教員研究協議会，日本語教育セミナー等の開催及び就学生等に対する入国在留に関する指導助言・生活指導の充実等，日本語教育施設の質的向上に資するさまざまな事業を推進しています。

当協会は，文部科学省，法務省及び外務省の監督，指導や援助を得ながら，日本語教育施設の水準の維持向上を図るため，中核的役割を果たすことが期待されています。

関係者の皆様方のあたたかい御支援を，今後とも引き続きお願いする次第です。

(2) 本書の利用にあたって

1. 本書の編集方針

当協会は、平成元年以来、我が国における日本語教育施設について、真に日本語の学習を希望する外国人が安心して日本語を学習できる環境・条件を備えているかどうか厳正な審査を行ってきました。本書では、この審査により2001年10月末現在、基準に適合すると認定された施設のうち、当協会の維持会員である299施設の概要を紹介します。

なお、当協会の審査は、文部省の日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「日本語教育施設の運営に関する基準」に基づき、文部科学省、法務省及び外務省の協力の下に行っています。

また、今回は、日本語版、英語版及び中国語版に分冊して編集しています。

2. 参考資料編について

日本の教育制度の概要、日本の大学へ入学する場合の入学資格及び入学試験、日本語教育施設への入学手続及び日本への入国・在留手続等についての注意事項等を概説しています。日本語教育施設への入学を希望する場合は、事前によく理解しておいてください。

3. 施設概要編について

本書は、当協会の維持会員施設の概要を次のように紹介しています。

- ① 施設の所在地により、全国を6つのブロックに分け、各ブロックごとに北から順番に配列しています。
- ② 各施設の紹介は、それぞれの施設から提出された資料により編集しています。なお、個別の内容についての詳細は、各施設にお問い合わせください。
- ③ 記載事項に関する留意点

i) 設置者の種別：

日本語教育施設を設置する主体は何であることを示したもので、学校法人、民法法人、株式会社や有限会社などの法人企業、任意の団体、個人等があります。

ii) 日本語教育施設の学校教育法上の位置付け：

ここで表記される学校の位置付けは、学校教育法上の専修学校、各種学校のいずれかであることを示すとともに、学校教育法上の位置付けのないものについては、「その他」と記載しています。

- 「専修学校」とは、修業年限1年以上、年間授業時間800時間以上、常時40人以上の生徒を有する学校
 - ― 専門課程（高等学校、高等専修学校（3年制）卒業以上が入学資格）
 - ― 高等課程（中学校卒業以上）
 - ― 一般課程（入学資格限定なし） の区分があります。
- 「各種学校」とは、修業年限1年以上、年間授業時間680時間以上、入学資格の限定のない学校です。

iii) 認定期間：

認定期間は当初から次期満了日までを記載しています。

なお、日本語教育施設としての認定期間は3年間を単位とし、再審査を受けて更新されます。

iv) 教員数、現在生徒数及び就学生・留学生の主な出身国・地域：

2001年7月1日現在の状況を記載しています。

2000年度卒業生数は、2000年4月から2001年3月までの1年間に卒業した者の数を記載しています。

v) 設置コース：

当協会が認定した日本語学習のコースを示しています。スペースの制約上、4コース以上のコースがある場合は、それを「上記以外のコース」の欄にコースの名称を記載しています。

これらのコースに関する詳細については各施設に照会してください。

また、「上記以外のコース」欄には、当協会の認定対象外である短期ビザ等の者を対象としているコースの名称も記載しています。

vi) 生徒納付金：

「授業料」，「その他」は、就学期間を通算した総額を示しており「その他」は教材費等の授業料以外に必要な経費を示しています。

vii) 教室数：

日本語教育の授業を行う教室の合計数を示しています。また、LL教室がある場合は、その数を外数で示しています。

viii) 図書数：

日本語教育に関する文献の合計数を示しています。

ix) 寮：

学生寮の有無を示しています。また、学生寮がある場合は、入寮に要する経費を月額で示しています。

x) 2000年度日本語能力試験受験状況：

(財) 日本国際教育協会が実施した2000年度日本語能力試験の受験者数及び認定者数を示しています。

xi) 2001年度私費外国人留学生統一試験受験状況：

(財) 日本国際教育協会が実施した2001年度私費外国人留学生統一試験の受験者数及び200点以上(400点満点)の得点者数を示しています。

xii) 卒業者の進路：

2000年度の卒業者のうち大学、専修学校等への進学者について、進学先別の人数と、その主な学校名を記載しています。

4. 索引について

本誌に掲載している日本語教育施設の索引を掲載しています。

日本語名称については、アルファベット順に配列しています。

なお、日本語教育施設名に付されている冠称(学校法人、専門学校等)は、次のように略記し、配列順では読みません。

学校法人----(学)， 専門学校・専修学校----(専)， 財団法人----(財)

(3) 日本語教育施設の運営に関する基準について

日本語教育施設の審査・認定は、1988年12月に文部省の日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議がとりまとめた「日本語教育施設の運営に関する基準」を日本語教育振興協会の審査基準として位置付け実施されてきました。この「基準」は、その後、日本語教育施設のより一層適正な運営を確保するため、文部省の日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議報告「日本語教育推進施策について ―日本語の国際化に向けて―」（1993年7月報告）において、設置者及び主任教員の資格要件などを中心に改訂が加えられました。

日本語教育振興協会では、改訂された「基準」を審査基準として、1994年8月以降の申請から適用しています。

その基準は、以下のとおりです。

日本語教育施設の運営に関する基準

（趣旨）

- 1 この基準は、日本語の学習を主な目的として来日し滞在する外国人を対象に日本語教育を行う教育施設（以下「日本語教育施設」という。）がその目的を達成するために備える必要があると考えられる要件を明らかにし、もって我が国における日本語教育施設の質的水準の向上に資することを目的とする。

（修業期間）

- 2 日本語教育施設の修業期間は、1年以上とする。ただし、必要に応じ、6か月以上とするものとする。

（学年の始期及び終期）

- 3 日本語教育施設の学年の始期及び終期は、各日本語教育施設においてその規則で定めるものとする。ただし、学年の始期は原則として2度までとするものとする。